

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

「黒い雨」被爆者全員に手帳を！

訴訟を支援する会

ニュース

No. 3 2016.6月

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会
広島市中区堺町1-2-9-203 広島県被団協
事務局 高東征二

Tel 082-296-0040 (月~金10:00~17:00)
Fax 082-503-2755
E-mail h-k-hidankyo@lime.ocn.ne.jp

被爆地域の実質的な拡大と非人道的な核兵器の廃絶を訴える

ホームページを開設しました
見て！知らせて！ <http://blackrain1.jimdo.com/>

原爆投下後71年が経ち、その間に被爆者は次々に無念の気持ちで亡くなっていきま

た。原爆投下後71年が経ち、その間に被爆者は次々に無念の気持ちで亡くなっていきま



弁護士 佐々井 真吾

原爆投下後71年が経ち、その間に被爆者は次々に無念の気持ちで亡くなっていきま

た。原爆投下後71年が経ち、その間に被爆者は次々に無念の気持ちで亡くなっていきま

無念のうちに亡くなった犠牲者の魂はいつも私たちの側にいます

そんな祖母も10年ほど前に亡くなりました。祖母と支え合って暮らして来た祖父は一人残された。原爆というものは、被爆者だけでなく、周囲の人間にも悲しみをもたらします。こういって悲劇が起こる状況を放置すること

を背けず対峙し、同じ過ちを再び繰り返さないことを誓ったのだと思います。しかし、政府は、黒い雨を浴びたことにより生じた苦しみや犠牲を無視し続けています。このままでは、過去の過ちを繰り返



放射能が目に見えないことをいいことにして
弁護士 松岡 幸輝

私は、日弁連で福島原発事故の被害や国の原発政策を検証する活動を行っています。国は、放射能が目に見えないことをいいことに原発事故の被害を過小に評価し、現在、原発推進政策に舵をとっています。

このような国の態度は原爆による被害についても同様と感じています。黒い雨による放射能被害が無かったことにされ、被害者が切り捨てられるようなことはあってはいけません。原告の皆さんの思いを裁判所に伝え、その権利が実現されるよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん一緒に頑張りましょう。



消防士であった祖父を原爆で亡くし
弁護士 橋本 貴司

私は、広島県の出身であり、広島市の消防士であった祖父を原爆で亡くしていますので、幼いころから原爆の悲惨さをよく周りから聞かされて育ったように思います。黒い雨のことも、祖父母より聞いたことがありました。祖父母は、沼田町に住んでいたので手帳を持っていました。

私の祖父母と同じく、黒い雨に降られた方は、放射線が含まれていたことは明らかなので、手帳の交付が受けられるべきは当然だと思います。

この裁判を通じ、放射線がどんなに人体に危険なものか、被爆者の被害の実態、黒い雨の実態をつきつけ、国には、援護法に基づいた国家としての責任を果たさせたいと思っております。



有村洋介

被爆者支援広島ネットワーク

原爆症の認定を求めるたたかいは、被爆(曝)の実態、そのメカニズムを明らかにし、2度と被爆(曝)者を作らないためのたたかいです。

原爆症の認定を求めるたたかいは今

集団訴訟は、2003年4月の提訴に始まり、全国17の裁判所に306名の原告が提訴しました。そして、原告は、勝訴(29勝)を重ね、3度の審査基準の改定を実現しました。2009年8月には、「確認書」を締結し、国・厚労省は「今後訴訟の場で争うことのないよう協議し、解決を図る」と約束しました。その約束を守らず、残留放射線被曝、内部被曝を軽視、無視する姿勢を改めようとしませんでした。

「新たな審査の方針(2013年3月12月改訂、『25年新方針』)」は被爆の実態に沿うものでなく、被爆者を切り捨てようとする認定行政は誤っていると指摘しました。しかし、国・厚労省は、「その『25年新方針』を最後の砦にする、その範囲から外れるものは、救済を拒否する」姿勢で臨み、今も、なりふり構わず争っています。

6月に東京地裁、9月に名古屋地裁、そして10月には大阪地裁で判決が下されます。そして、広島地裁の年内結審、年度内判決も予測できます。私たちは、引き続き勝訴判決を積み重ね、原爆症認定制度を被爆の実態、被爆者援護法の趣旨に沿うものにするために、「司法」と「行政」の乖離を解消するために、原爆症認定制度の抜本改定を求めてたたく決意です。

第3回 口頭弁論期日の内容

弁護士 竹森雅泰
弁護団事務局長



4月18日午前11時から広島地裁304号法廷で第3回口頭弁論期日が開催されました。

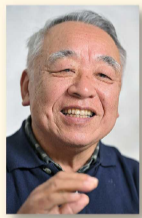
前日期日における原告らの釈明を踏まえて、広島県・市と厚生労働大臣(以下、被告ら)から連名で提出された第2準備書面等が陳述されました。その要旨は以下のとおりです。

①被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情のもとにあった」といえるためには、特定の被爆態様によって現実に健康被害が発生しうる場合でなければならず、現在の科学的知見では、100ミリシーベルトを下回るような放射線に被曝した場合については、それによって健康被害が発症し得るか否かも定かではないのだから、原告らが「黒い雨」を浴びるなどしたとしても健康被害を惹起し得ると合理的に認められる程度の放射線に被曝しているといえるだけの具体的根拠がない。②健康診断特例区域の指定を政令に委ねたのは、それが高度の専門技術的かつ政策的判断を要する事項であり、判断能力を有する行政機関に一定の裁量を認めた趣旨であり、第一健康診断特例区域として指定されないことにより不利益があったとしても、それは事実上の不利益にすぎず、地域指定後の各調査及び検討では、「黒い雨」が降ったとされる地域に高濃度の放射性物質(核分裂生成物)が降下したとの事実が認められなかったのだから指定に問題はないというものです。

今後は、3号の解釈、「黒い雨」降雨域の範囲と放射性降下物により原告らが被曝したこと等を具体的に主張・立証していくこととなります。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

予定 第4回口頭弁論
6月20日(月) 11:00~

拝啓 オバマ大統領様



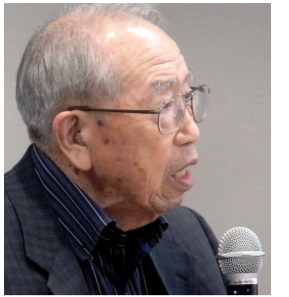
事務局長 高東征二

2009年の春、チェコの首都プラハで「核兵器なき世界」を唱え演説をされました。とても感動し、核兵器廃絶への期待を持ち続けましたが、臨界前核実験や新たなタイプの核実験が繰り返され、被爆地に大きな失望が広がりました。

なぜ米国は核実験をやめないのか、今もってよく分かりません。

ABC(現・放射線影響研究所)は爆心から2キロ以内の外部被曝について綿密な調査をしましたが、内部被曝については途中で投げ出し隠蔽(いんぺい)してしまいました。原爆被害の実相は明らかにされず、核政策の邪魔になるためでしょうか。私の周辺では、内部被曝で苦しむ、国が被爆者とも認めないので医療費の補助も受けられず、自分の責任だとあきらめて亡くなった人が多くいます。生き残っている我々は、38年間被爆者と認めるように国に働き続けてきました。今、国を相手に裁判を闘っています。

オバマ大統領様、プラハで演説したことを実行に移してください。広島に来て、被爆者に会い、我々、被爆者にもされない「黒い雨の被災者」にも会ってください。あのむごたらしい平和記念資料館の展示をよく見て下さい。核兵器の開発競争はもう止めようとして世界へ大きく呼びかけてください。(5月12日毎日新聞より)



原告の中でも最高齢。口頭弁論の傍聴には、マイククロバスを仕立て満杯にして乗り込んできます。

体験インタビュー



広島県山県郡安芸太田町穴大字本郷 海拔500mぐらいの山が連なっている。マキ(常緑樹)、カシ、ナラ、コナラ、サクラなどの落葉広葉樹が茂り、紅葉が素晴らしい。下にはクマザサが一面に茂っている。

松本正行さんは、「私は、38年にも及ぶ長い運動の中で、手帳交付を求める切実なぞみも実現せず亡くなっていった多くの黒い雨の被爆者を見てきました。『早く黒い雨手帳をもらって下さい。私の身体はもうぼろぼろになった』と訴えながら、病気を自己責任にし、周りの人達に気兼ねをしながら死んでいったのです。」と話をはじめました。

20歳。海軍主計兵として1945年5月15日に入隊が決まっていたが、14歳の時の右足骨折が理由で不合格になり、翌16日には除隊になりました。

黒い雲がモクモクとあがり：

8月6日の朝は日本晴れで、叔父の家の前の県道豊平線の路上で立ち話をしていた。ピカッと青白い光が射し、何秒か後にドオンと地響きがしました。中国電力の間野平発電所が爆撃されたのだと話しました。

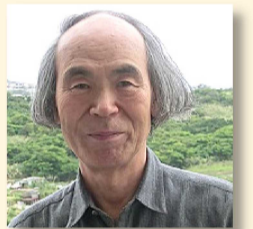
その後、やまがき瀬(太田川)の山頂に黒い雲がモクモクとあがり、だんだんと広がり辺りは暗くなりました。空から焼け焦げた紙切れがたくさん落ちてきたので、中河原(太田川の中州)に行つて拾いました。千田町小学校の児童の描いた絵、本川町の会社の伝票などを拾いました。私は子どもの時から朝が早いので、家に帰りいつものように昼寝をしました。起きると、父から「黒い雨が降り、大雨じゃった」と聞きました。私は雨には濡れていません。でも、当時は谷川の水を汲みに行つて、甕(かめ)に入れて生活用水に使っていましたし、畑の野菜をそれまでどおり食べました。

放射能の付いたササを煮出して：

その後、高田郡の飛行場づくり作業に自転車で出かけ盆過ぎまで働きました。9月に入って、山の刈り作業に出かけ、手や長袖シャツが黒くなるので不思議に思いました。昼になるとお湯を沸かして、ササの葉を取って煎じてお茶にしました。今、思うと放射能の付いたササを煮出して飲んだのかと思うとゾッとします。戸河内の板か谷の河野庄一さんは後になって、「あの年の草刈りは手やシャツが黒く汚れるので不思議に思っていた、黒い雨とは思わなかった」と話していました。黒い雨は山県郡周辺一帯に降つたのだと思います。

健康には自信がりましたが、70歳頃から身体がだるく、79歳の時に広島市民病院の検査で、血液中のヘモグロビンが7・5(健常者13・0以上)に下がっていたため緊急入院し、現在も

黒い雨裁判の基本的視点と内部被曝



矢ヶ崎克馬；琉球大学名誉教授

● 基本的視点

被爆者306人が03年4月から17地裁で起こした原爆症認定集団訴訟は19回の判決において連続して勝訴した。判決は内部被曝を明言的に認定する判決をはじめ、内部被曝を事実上の前提条件とし、「国の規準を機械的に適用することは誤り」とするものであった。にも拘わらず、その後に見直された新基準では国は内部被曝を認めていない。

- (1) 黒い雨訴訟は被爆者の定義、被爆者援護法1条3項の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」が争点となる。原爆症の健康被害条件とは明瞭に異なり、住民が病気になったかならなかつたかは問題とされない。放射能環境にあった証拠を示すことが重要である。
- (2) 黒い雨は水平に広がる原子雲が起源である。「なぜ水平方向に広がる原子雲は放射能を帯びているか」ということを科学的論理で証明することが必要である(長崎被爆体験者訴訟、法廷提出意見書)。火球にすべて存在した放射能が水平に広がる原子雲に大量に移行する。現実には住民の体験や残留放射能測定により、放射能環境は水平原子雲の半径15km程度と一致している。雨として落下する放射能の塊は風で移動している。
- (3) 黒い雨による深刻な被曝は2種類あり、黒い雨に打たれたことにより放射性物質が体や衣服に黒いシミとして残り、近接被曝あるいは付着被曝(外部被曝)をもたらした。さらに、より深刻な被曝は放射能の埃を付けた食べ物を食したり、呼吸によって吸い込んだりする内部被曝である。これらが「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情」を提供する。
- (4) 国際放射線防護委員会の線量評価体系は矛盾に満ちたものであり、吸収線量の定義など、被曝の現実性を一切捨象するものである。放射線の基本作用「電離」に触れず、低線量域のペトカウ効果(注1)などを無視する。健康被害の目安となる電離の密集性、健康被害がなぜ生じるかを議論しない。チェルノブイリ被害の評価に見られるように、現実の被害を切り捨てる。ABCC・放影研のデータを基本としており、現実のリスクより一桁程度過小評価している。実効線量は物理的にあり得ないものであり、照射線量と吸収線量をごちゃ混ぜに使う、など科学の基本に悖るものであり、これらによる健康被害の過小評価を許してはならない。

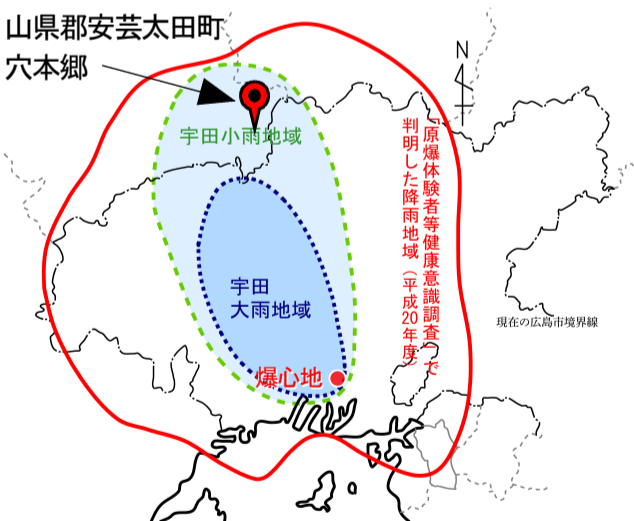
● 内部被曝の特徴

放射性降下物が体内に入った時の被曝は発射されたすべてのアルファ線、ベータ線、ガンマ線が被曝を与える。アルファ線、ベータ線は飛程が短く危険度が高い。ガンマ線被曝の場合(外部被曝)と比較して放射性微粒子の周辺区域に集中した電離を行い、異常DNAを生じさせやすく健康破壊は著しい。

(注1) ペトカウ効果・・・「長時間の低線量放射線被曝の方が短時間の高線量放射線被曝に比べ、はるかに生体組織を破壊する」

治療を続けています。また、両眼は白内障、網脈絡膜萎縮、視神経萎縮、左眼黄斑変性などを治療しています。

国は、被爆地域認定に「降雨図」を安易に利用



1976(昭和51)年、国は科学的根拠も示さず、卵形の大雨地域・小雨地域に線引きし、大雨地域を「健康診断特例地域」に指定しました。誰が考えても雨が卵形に降るとは思えないし、大雨地域に降る雨に放射能が含まれ、小雨地域には含まれていない、川を隔てて大雨地域と小雨地域に分かれたり、地域の境界線で分れるなんて理解できません。2年後の1978(昭和53)年11月12日に、広島県「黒い雨・自宅介護」原爆被害者の会連絡協議会が結成され、県・市との交渉をしたり、厚生省へ陳情に行ったりしました。2010(平成22)年広島県・市は原爆被害実態調査をし、広島県と3市5町の首長は、新降雨域全域を第1

種健康診断受診者証交付地域にするよう国へ要望書を提出、国は検討会を立ち上げ審議しましたが、国の考えは何も変わりませんでした。国は、大雨地域を決定するのに広島気象台の宇田道隆博士、北 勲さん達の調査した降雨図を安易に利用しました。後に、北 勲さんは、医療生協の学習会で会員さんへ次のように話しています。「戦後の混乱した食料のない中で、自転車で出かけ泊まる所もなく日帰りし、不審者に間違えられ大変だった。気象学的に調査したもので、大雨地域を被爆認定地域にするなんて無茶だと思う」被爆地域の認定に使う目的があったのなら、当時でも放射線量の測定ぐらいできたのではないかと思います。

「黒い雨」訴訟支援募金 ご入会もお待ちしております

郵便振替 01330-3-91477

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

国は、科学的根拠を出せと言いますが、廃墟を襲い多くの死者も出した枕崎台風で放射能も流されました。国が調査すべきだったと思います。